

全国の弁護士会会費，入会金等について

2011年7月

日本弁護士連合会

宮脇委員からの御質問への回答

問1 経常的負担中，いわゆる上納金，隠れ会費，賦課金等については，一覧表中の金額に含まれているか。含まれている場合は，その内訳。

【御回答】

7月13日提出の一覧表に記載があるのは，会費，特別会費（会館特別会費を含む）のみであり，それ以外の費用負担は名称の別を問わず含まれておりません。

ただし，入会時又はそれに近接する時期を期限とする会館関係の特別会費（一時的な会費）については，「入会金等」の欄に含めて記載しております。

問2 含まれていない場合は，その金額（ないし割合）の明示

【御回答】

これらは，弁護士会の実情によって異なり，会費及び特別会費以外の負担が存在する弁護士会もあれば，存在しない弁護士会もあります。

また，これらは全会員が一律に負担するものではなく，その位置づけも個別に異なるものであり，例えば当番弁護士などについては，弁護士会から実費等を支払うなどの手当を行っております。

当連合会では，宮脇委員からの御要請に対応するため，本件について緊急で調査を行いました。その結果，上記を前提とした上で，別紙のと通りの資料を提供いたします。

東京弁護士会（関係部分のみ抜粋）

・破産管財人等裁判所の任命する者の報酬中 5%相当額を会員特別負担金として当会に納付することの(再々確認)決議の件(平成元年定時総会決議)

破産管財人等裁判所の任命する者の報酬中 5%相当額を会員特別負担金として当会に納付することの(再々確認)決議の件(平成元年定時総会決議)

破産法、和議法、会社更生法、商法、有限会社法に定める各種管財人、管理人、特別清算人、保全管理人、整理委員、調査委員、監督員、検査役、職務代行者等に裁判所から選任されたものは、裁判所の決定した報酬のうち5%に相当する金額を、会員特別負担金として当会に納付する。

(平成元年5月30日総会決議)

・刑事弁護人推薦に関する規則

(刑事弁護人担当者の納付金)

第4条 弁護士として選任された登録会員は、本会に対し、被疑者等から受けた弁護料の1割を手数料として納付する。

2 前項の納付金は、人権救済基金に関する規則により設けられた人権救済基金に繰り入れる。

・少年付添人等の推薦に関する規則

(少年事件担当者の納付金)

第5条 付添人等として選任された登録会員は、本会に対し、少年等から受けた弁護士報酬の1割を手数料として納付する。

2 前項の納付金は、人権救済基金に関する規則により設けられた人権救済基金に繰り入れる。

・犯罪被害者支援センター運営規則

(納付金)

第15条 本センターの弁護士紹介により、相談、事件等を担当した事件担当者は、次の割合の手数料を本会に納付しなければならない。ただし、第2号のうち、書類作成を除く事件の弁護士報酬の金額が金5万円以下の場合には、その納付を免除する。

(1) 継続法律相談は、相談料の10%

(2) 事件受任は、着手金、報酬金又は手数料について、次の区分に応じた割合
金100万円以下の部分 10%

金100万円を超え金500万円以下の部分 15%

金500万円を超える部分 20%

・法律相談センター運営規則

(事件受任・報酬金審査の手続等)

第 16 条 事件受任の要件及び報酬金の審査の手続等の細目は、細則で定める。

(納付金)

第 24 条 本センターの法律相談、事件等を担当した弁護士会員は、次の割合の手数料及びこれに対する消費税額を本会に納付しなければならない。ただし、第 4 号のうち、弁護士報酬の金額が金 5 万円以下の場合には、その納付を免除する。

(1) 第 11 条の 2 第 1 項ただし書きに定められた法律相談は、相談料の 20%

(2)及び(3) 削除

(4) 事件受任は、弁護士報酬について、次の区分に応じた割合

金 100 万円以下の部分 10%

金 100 万円を超え金 500 万円以下の部分 15%

金 500 万円を超える部分 20%

2 特別事件については、規則又は細則で前項と異なる定めをすることができる。

(消費税)

第 24 条の 2 この規則及びこの規則に基づく各細則における日当、報酬金等に関する金額にはこれらに対する消費税に相当する額を含まない。ただし、本センターにおいて受任する業務で作成する契約書等には消費税分を合算して表示しなければならない。

・民事介入暴力被害者救済センター運営規則

(納付金)

第 17 条 本センターの弁護士紹介により、民暴相談、民暴事件等を担当した事件担当者は、次の割合の手数料を本会に納付しなければならない。ただし、第 4 号のうち、書類作成を除く事件の弁護士報酬の金額が金 5 万円以下の場合には、その納付を免除する。

(1) 本センターの法律相談は、相談料の 20%

(2) 外部法律相談又は法律講演は、相談料又は講演料の 10%

(3) 法律顧問は、受任以後 3 年間について、顧問料の 10%

(4) 事件顧問は、着手金、報酬金又は手数料について、次の区分に応じた割合

金 100 万円以下の部分 10%

金 100 万円を超え金 500 万円以下の部分 15%

金 500 万円を超える部分 20%

・東京弁護士会遺言センター規則

(手数料の納付)

第 10 条 法律相談を担当した弁護士会員は、相談料の額の 2 割を本会に納付しなければならない。

2 遺言書作成及び遺言執行を担当した弁護士会員は、受領した手数料の額の 1 割を本会に納付しなければならない。

・弁護士紹介センター運営規則

(納付金)

第 25 条 本規則に基づき紹介及び推薦を受けた弁護士会員は、本会に対し、受領した弁護士報酬に対し次の割合の手数料及びこれに対する消費税額（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。ただし、規則又は細則にこれと異なる定めのあるときは、この限りでない。

(1) 外部団体等主催の法律相談等は、相談料又は講演料の 10%

(2) 法律顧問は、受任から 6 か月を経過した後、その收受した顧問料の 2 か月分相当額。ただし、6 か月経過以前に法律顧問契約が終了したときはこの限りでない。

(3) 第 17 条の法律相談は、相談料の 20%

(4) 特定分野紹介対象弁護士が事件等を受任した場合は、弁護士報酬について、次の区分に応じた割合。ただし、弁護士報酬が金 50,000 円以下の場合には、その納付を免除する。

金 1,000,000 円以下の部分 10%

金 1,000,000 円を超え金 5,000,000 円以下の部分 15%

金 5,000,000 円を超える部分 20%

(5) 事業者向け対象弁護士が事件等を受任した場合の納付金は、部門ごとに要綱で定める。ただし、要綱に定めのない場合は、弁護士報酬の 10%とする。

(6) 第 12 条に基づき事件等を受任した場合の納付金は、細則で別に定める。

2 手数料算定の基準となる弁護士報酬には、消費税を含まないものとする。

・高齢者・障害者総合支援センター運営規則

(納付金)

第 17 条 この規則に基づき専門法律相談を担当し、財産管理等又は事件を受任した登録弁護士は、次の割合の納付金を本会に納付しなければならない。ただし、第 5 号のうち書類作成を除く事件の弁護士報酬の金額が金 5 万円以下の場合には、その納付を免除する。

(1) 専門法律相談の法律相談料の 20%

- (2) 外部法律相談又は法律講座は、相談料又は講演料の 10%
 - (3) 法律顧問は、受任以後 3 年間について、顧問料の 10%
 - (4) 財産管理等は、手数料又は月額報酬(ただし、契約の効力が生じた後 3 年間に限る。)の 10%
 - (5) 事件受任は、弁護士報酬について、次の区分に応じた割合
 - 金 100 万円以下の部分 10%
 - 金 100 万円を超え金 500 万円以下の部分 15%
 - 金 500 万円を超える部分 20%
- 2 委員会は、当該事件の性質に鑑み特に必要な場合には、前項と異なる定めをすることができる。

・成年後見人等候補者推薦に関する規則

(納付金)

第 8 条 成年後見人等として選任された弁護士会員は、本会に対し、裁判所の決定した報酬のうち 5% に相当する金額を、決定後遅滞なく、納付しなければならない。ただし、裁判所の決定した報酬を受領できなかった部分については、この限りでない。

・東京家庭裁判所後見センターに対して名簿提出の方法により推薦された弁護士会員が裁判所から成年後見人等に選任された場合の報酬納付金に関する規則

東京弁護士会(以下「本会」という。)が東京家庭裁判所後見センターに対して名簿提出の方法により成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人及び任意後見監督人をいう。以下同じ。)の候補者として推薦した弁護士会員は、裁判所から成年後見人等に選任された場合には、本会に対し、裁判所の決定した報酬のうち 5% に相当する金額を、その受領後遅滞なく、納付しなければならない。ただし、裁判所の決定した報酬のうち受領できなかった部分に対するものについては、この限りでない。

・東京弁護士会住宅紛争審査会専門家相談運営規則

(納付金)

第 14 条 この規則により、相談、事件等を担当した個別相談担当者等は、次の各号に掲げる業務の種別に応じ、当該各号に定める割合の手数料を本会に納付しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる業務のうち、書面作成を除く事件の弁護士報酬の金額が金 5 万円以下の場合については、その納付を免除する。

- (1) 法律相談 相談料等の 10%

- (2) 事件受任 着手金、報酬金又は手数料について、次に掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める割合
- ア 金 100 万円以下の部分 10%
 - イ 金 100 万円を超え金 500 万円以下の部分 15%
 - ウ 金 500 万円を超える部分 20%

・事業者への弁護士推薦制度運営規則

(納付金)

第 5 条 担当弁護士は、本会に対し、取扱い要綱に定める金額を納付する。

・事業者への弁護士推薦制度取扱要綱

第 5 条 法律相談を担当した担当弁護士は、相談料の 20%の割合の手数料を本会に納付しなければならない。

2 事件を受任した担当弁護士(以下「受任弁護士」という。)は、着手金、報酬金又は手数料について、次の区分に応じた割合の手数料を本会に納付しなければならない。

金 100 万円以下の部分 10%

金 100 万円を超え金 500 万円以下の部分 15%

金 500 万円を超える部分 20%

・会務活動等に関する会規

第 2 条

5 本会に対し、会務活動等に参加できない理由を書面で申し出て、1 年度につき 5 万円の会務活動等負担金を納付した弁護士会員は、第 1 項に規定する会務活動等に参加したものとみなす。

弁護士会費等の諸規定について（説明）

第一東京弁護士会

当会は、会員から徴収するものとして、「会費」、「納付金」、「負担金」が挙げられ、それぞれ、つぎのとおりです。

【会費】

本会会費、新会館特別会費、弁護士法人会費を会員区分毎に徴収しており、別紙「平成23年度弁護士会費のお知らせ」をご参照ください。

【納付金】

1. 法律相談納付金

受任弁護士は、依頼者から相談料、手数料、着手金、報酬金、時間制による報酬及び顧問料（以下「報酬」という）を受領したときは、次のとおり、その金額に応じて定める率を乗じた金額を納付して頂きます。報酬を分割払いで受領するときは、全額を受領したのちに納付し、ただし、顧問料については、一年分受領後または解約後速やかに納付して頂きます。（規則第11条第1項、処務細則13条）。

報酬を受けた場合は、他に定めがある場合を除き、着手金、報酬金、中間金、時間制による報酬、法律相談料、手数料、文書作成料、日当、顧問料など名目の如何を問わず執務の対価の合計額から消費税及び地方消費税を控除した金額に、下記の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じた額を納付して頂きます。（法律相談センター運営規則第9条）。

5万円以下の部分	0
5万円を超え100万円以下の部分	100分の10
100万円を超え200万円以下の部分	100分の15
200万円を超える部分	100分の20

2. 民事介入暴力被害者救済センター納付金

納付金については、上記1. 法律相談納付金と同様です。

3. 成年後見専門相談納付金

納付金については、上記1. 法律相談納付金と同様ですが、これに追加して、「財産管理等を担当した弁護士会員又は弁護士法人会員は、定期に手数料を受けたときは、受任後3年間に限り、半年毎にその消費税及び地方消費税相当額を控除した残額の一割に相当する額を本会に納付しなければならない」という項目が加わります。

4. 犯罪被害者支援相談納付金

納付金については、上記1. 法律相談納付金と同様です。

5. 遺言相談納付金

納付金については、上記1. 法律相談納付金と同様です。

6. カード相談納付金

納付金については、上記1. 法律相談納付金と同様です。

7. 株主総会指導センター納付金

納付金については、上記1. 法律相談納付金と同様です。

8. 当番弁護士センター納付金

当番弁護士は、弁護を受任し、被疑者等からその処理に基づく執務の対価を受けた場合は、別に定めのある場合を除き、手数料、着手金、報酬金等名目の如何を問わず執務の対価の合計額から消費税及び地方消費税相当額を控除した残額の一割に相当する金額を、納付金として本会に納付します。

【負担金】

1. 公益活動負担金

弁護士会員は、公益活動を行うことに代えて、公益活動負担金（以下「負担金」という。）として5万円を本会に納付することができるとあり、弁護士会員が、に当該年度中に行った公益活動の内容を本会に申告しないとき又は弁護士会員が申告した公益活動の内容が、規定する要件を満たさないときは、当該弁護士会員は、負担金を本会に納付しなければなりません。

以 上

会員各位

第一東京弁護士会
会長 木津川 迪治

平成23年度 弁護士会費のお知らせ(重要)

平成23年4月1日における本会および日弁連の会費額(月額)は、下記のとおりとなっております。

(円)

会員区分	本会会費	本会新会館特別会費	日弁連会費	日弁連特別会費	合計
一般会員	18,500	10,000	14,000	6,200	48,700
同(新会館特別会費の納入を要しない会員)	18,500	0	14,000	6,200	38,700
75歳以上の会員(誕生日の翌月から)	11,500	0	14,000	6,200	31,700
研修所59期の会員	15,000	10,000	14,000	6,200	45,200
研修所60期の会員	10,000	0	14,000	6,200	30,200
研修所61期の会員	5,000	0	14,000	6,200	25,200
研修所62・63期の会員	5,000	0	7,000	6,200	18,200
外国法事務弁護士	18,500	10,000	13,550	0	42,050
同(新会館特別会費の納入を要しない会員)	18,500	0	13,550	0	32,050

弁護士法人区分	主たる事務所 本会会費・日弁連会費・日弁連特別会費合計	従たる事務所 本会会費
社員1人(弁護士会員の20%)	7,740	3,700
社員2人以上10人以下(弁護士会員の50%)	19,350	9,250
社員11人以上(弁護士会員の100%)	38,700	18,500

※弁護士として50年以上その職にある会員は50年に達した翌月から、また、年齢満77歳以上で在会通算年数が20年に達した会員は次期会計年度から、本会会費及び本会特別会費が免除となります。また、日弁連会費及び日弁連特別会費は、弁護士登録期間が通算して50年以上の場合、または、年齢満77歳に達し、かつ、弁護士登録期間が通算して20年以上の場合、当会に申請することにより免除となります(既に会費免除の先生は申請の必要はありません)。

※女性弁護士会員の産休中会費免除制度に関しては、弁護士会事務局経理課まで別途お問い合わせ下さい。

【本会新会館維持管理特別会費(以下「新会館特別会費」という)について】

平成6年2月24日開催の本会臨時総会決議に基づき、平成6年4月1日より新会館の維持管理費、修繕費及び設備更新費に充てるため、会員(準会員、外国特別会員を含む)より新会館特別会費を毎月1万円ずつ原則として130万円に達するまで納入していただいております。但し、平成15年12月17日及び平成19年12月5日臨時総会における一部改正の決議に伴い、平成16年4月以降入会会員より、徴収総額が減額されることとなりました。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ①平成16年4月1日以降に入会した会員については120万円 | ⑤平成20年9月1日以降に入会した会員については 80万円 |
| ②平成17年4月1日以降に入会した会員については110万円 | ⑥平成21年9月1日以降に入会した会員については 70万円 |
| ③平成18年4月1日以降に入会した会員については100万円 | ⑦平成22年9月1日以降に入会した会員については 60万円 |
| ④平成19年4月1日以降に入会した会員については 90万円 | |

(第63期修習終了者で22年8月に入会した者は、上記⑦が適用となる予定)

なお、次の会員につきましては、新会館特別会費の徴収対象から除いております。

- ・新会館募金期間において、130万円以上のご寄付(第三者寄付を含む)をいただいている会員
- ・会費免除会員(当会会費免除会員)
- ・年齢満75年に達した会員及び準会員(誕生日の翌月から)
- ・修習終了者で第60期以降の会員(満4年間は徴収猶予)
- ・東京弁護士会・第二東京弁護士会から当会に登録換えをした会員で、登録換えをする前に既に新会館のための所定の寄付金・分担金・負担金を履行した会員

但し、45期以降の会員で、本会を退会される会員は、平成6年4月1日以降の在会月数分の新会館特別会費を退会時に精算徴収するとの定めがあります。(精算額は最大で48万円となります)詳しくは事務局経理課へお問い合わせください。(第一東京弁護士会新会館維持管理特別会費徴収に関する決議 平成6年4月1日施行)。

【日弁連特別会費について】

対象会員：準会員・外国法事務弁護士を除く一般会員及び法人会員(主事務所)で会費の免除を受けていない会員

- 内訳・期間：①少年・刑事財政基金特別会費 4,200円(平成26年5月まで)
②弁護士過疎・偏在対策特別会費 700円(平成25年3月まで)
③法律援助基金特別会費 1,300円(平成26年5月まで)

弁護士会費等の諸規定について（説明）

第二東京弁護士会

当会は、「第二東京弁護士会会則」において、会費は、一般会費、特別会費及び負担金会費と規定し、さらに同会則および「入会金及び各種会費等に関する会規」において、一般会費、特別会費及び負担金会費の内容について規定しています。詳細については次のとおりです。

1. 一般会費、法人会費、会館特別会費について

別紙、「第二東京弁護士会 弁護士会費額のご案内」をご参照下さい。

2. 法律相談負担金会費

別紙、「(一般)民事事件負担金会費 速算表」をご参照下さい。

(1) 法律相談センターが主催する相談又は同センター指定の場所における相談を担当した弁護士会員又は弁護士法人会員は、相談料を収受したときは、負担金会費を納付しなければなりません。負担金会費は受領した相談料の100分の20とします。

(2) 弁護士会員又は弁護士法人会員は、相談者から事件を受任し、報酬を受領したときは、負担金会費を本会に納付しなければなりません。受領した着手金、報酬金、手数料又は鑑定料の法律相談センター民事事件負担金会費については、次に掲げる割合とします。

ア 50,000円を超え1,000,000円までの部分	100分の10
イ 1,000,000円を超え5,000,000円までの部分	100分の15
ウ 5,000,000円を超える部分	100分の20

3. 住宅紛争審査会専門家相談負担金会費

住宅紛争審査会における相談を担当した弁護士会員は負担金会費を納入しなければなりません。負担金会費の金額は、法律相談負担金会費の項を準用します。

4. 破産管財人報酬負担金会費

弁護士会員は、裁判所から選任された破産管財人の報酬のうちから、負担金会費を本会に納付しなければなりません。負担金会費の金額は、報酬額の100分の5とします。ただし、報酬額が500,000円以下のときは、その支払義務を免除します。破産管財人報酬負担金会費は、昭和23年7月20日開催の臨時総会決議に基づくものです。

東京三弁護士会は、これから破産管財人を引き受けようという会員を対象に、管財実務全般にわたる要点の解説を目的として破産管財人研修を開催しています。そのうえで、弁護士登録後3年を経過（研修時点で3年を経過している必要があります）した会員で研修を受講した会員の名簿を、東京地裁民事第20部に提出しています。東京地裁民事第20部では、事務所が東京23区に所在する受講者で弁護士登録4年目以上の会員を管財人選任の対象としているとのことです。

5. 高齢者・障害者財産管理負担金会費

高齢者・障害者財産管理を受任した弁護士会員又は弁護士法人会員は、負担金会費を納付しなければなりません。負担金会費の金額は、次のとおりとします。

- (1) 高齢者又は障害者に関する事件を受任した場合－着手金額及び報酬金額の各100分の7
- (2) 高齢者又は障害者の財産管理を行い、一定期間ごとに定める手数料を受領した場合－毎年12月までに受領した合計金額の100分の7
- (3) 高齢者又は障害者に関する継続相談につき相談料を受領した場合－受領した金額の100分の20

6. 刑事弁護・医療観察付添負担金会費

- (1) 弁護士会員が国選医療観察付添人に選任され、付添報酬の支払を受ける場合は、負担金会費を本会に納付しなければなりません。負担金会費の金額は、1件について500円とします。
- (2) 弁護士会員又は弁護士法人会員が本会から私選弁護人(少年事件の付添人を含む。)又は医療観察付添人の紹介を受け、受任したときは、負担金会費を納付しなければなりません。負担金会費の金額は、着手金及び報酬金の100分の10とします。

7. 民事介入暴力被害者救済負担金会費

民事介入暴力被害者救済センターの受任候補者名簿により法律相談を担当し、又は事件を受任した者は、負担金会費を納付しなければなりません。負担金会費の金額は、法律相談負担金会費の項を準用します。

8. 犯罪被害者支援負担金会費

犯罪被害者支援センターの担当者名簿により継続相談又は事件を受任した支援担当者は、負担金会費を本会に納付しなければなりません。負担金会費の金額は、法律相談負担金会費の項を準用します。

9. 選挙負担金会費

選挙に際して立候補者は、負担金会費を納付しなければなりません。負担金会費の金額は、次のとおりとします。

- | | | | |
|------------|----------|------------|----------|
| (1) 会長候補者 | 500,000円 | (2) 副会長候補者 | 300,000円 |
| (3) 監事候補者 | 100,000円 | (4) 常議員候補者 | 10,000円 |
| (5) 代議員候補者 | 10,000円 | | |

10. 公益活動負担金会費

当会会員は、毎年、義務的公益活動(国選弁護等)の少なくとも一つを行うよう義務づけられています。この義務的公益活動を行ったことの報告がない場合、一般的公益活動(委員会活動等)の申告をするとともに、一般的公益活動の時間が合計10時間に満たない場合には、1時間あたり5,000円の公益活動負担金会費を納付する必要があります。

第二東京弁護士会 弁護士会費額のご案内

平成23年4月～平成23年9月

一般会員(59期以前)・外国特別会員

修習期	①当国会費		②日弁連会費・特別会費		③会館特別会費	月会費合計 ①+②+③
			日弁連会費	日弁連特別会費		
59期以前	一般会員	20,500	14,000	6,200	★1	40,700 + ③
	外国特別会員	20,500	13,550	免除	★1	34,050 + ③

一般会員(60期以降)

修習期	①当国会費		②日弁連会費・特別会費		③会館特別会費	月会費合計 ①+②+③
	当国会費の減額期間	当国会費	日弁連会費	日弁連特別会費		
現・新60期	修習終了後満4年に達する年の9月まで	10,000	14,000	6,200	10,000 ★1	40,200
現・新61期	修習終了後満3年に達する年の9月まで	5,000	14,000	6,200	10,000 ★1	35,200
現・新62期	修習終了後満3年に達する年の9月まで	5,000	7,000	6,200	5,000 ★1	23,200
現・新63期	修習終了後満3年に達する年の9月まで	5,000	7,000	6,200	5,000 ★1	23,200

★1 会館特別会費について

会館特別会費は、当会への“入会日”を起点としておりますので、入会時期により同修習期でも会費金額が異なる場合がございますので、ご注意ください。

【平成16年4月1日以前入会の方】…分割納付(月会費とは別に納付) ※ 総額130万円

★ 平成5年12月21日から平成16年3月31日までに入会の方は、総額130万円のお支払いとなりますのでご注意ください。

【平成16年4月1日以降入会の方】…月払い(月会費額に合算して納付) ※ 総額90万円

★ 当会入会1～2年目…月額 5,000円

★ 当会入会3年目以降…月額 10,000円

【外国特別会員の方】…月払い(月額 10,000円:月会費額に合算して納付) ※ 総額90万円

★ 平成16年4月1日以前入会の方は、総額130万円のお支払いとなりますのでご注意ください。

《その他》① 多摩支部会員の方は、上記金額以外に多摩支部会費として毎月2,000円が会費額に合算されますのでご注意ください。

② 弁護士法人会員会費については、裏面をご参照下さい。

弁護士会費免除申請について

産休中、育児期間中、疾病その他特別な事情、任期付公務員(要件有)などを事由とする免除制度がございます。いずれも申請が必要となりますので詳しくは、総務課までお問い合わせ下さい。

会館特別会費免除・減額・延納・分納申請について

本会入会前に所属していた弁護士会にて会館特別会費又は会館建設のための寄付金を納付した、疾病その他特別な事情、海外留学などを事由とする免除・減額・延納・分割制度がございます。いずれも申請が必要となりますので、詳しくは総務課までお問い合わせ下さい。

会費の納付について(納付方法は裏面を参照願います。)

《納付期限》 当月の弁護士会費を毎月末日までに納付いただく必要がございます。

※ 会費は、入会日の属する月より退会日の属する前月までお支払いいただくこととなっております。(二弁会則第106条3項)

(問い合わせ先: 事務局総務課 TEL 03-3581-2258)

弁護士法人会費

弁護士法人区分	主たる事務所が当会会員の事務所			従たる事務所が当会会員の法人
	①当国会費	②連合会会費+連合特別会費	月会費合計 (①+②)	月会費合計 (左記①当国会費のみ)
社員が1人 (会費の2割)	4,100 (20,500×0.2)	4,040 (20,200×0.2)	8,140	4,100
社員が2人～10人以下 (会費の5割)	10,250 (20,500×0.5)	10,100 (20,200×0.5)	20,350	10,250
社員が11人以上 (会費の10割)	20,500 (20,500×1)	20,200 (20,200×1)	40,700	20,500

※毎年1月1日(入会の年においては入会時)の社員の総数に応じて、同年4月(入会年においては入会月)から翌年の3月までの会費額が決定します。
 ※社員数には、当会に所属しない社員も含まれます。
 ※日弁連会費は、主たる事務所の所属する弁護士会へ納付していただきます。

会費・弁護士法人会費の納付について

《 納付方法 》

● 口座自動振替

※次の各銀行(三井住友 三菱東京UFJ みずほりそな)の自動振替サービスをご利用いただけます。

振込と異なり手数料は一切かかりませんので、会務合理化のためにも是非ご利用下さい。

※ご希望の方は、所定の依頼書がございますので事務局宛ご請求いただき、必要事項記入のうえご提出下さい。

※なお、利用開始までに1～2か月程度かかりますので、その間の会費につきましては、事務局窓口かお振込にてご納付下さい。

※口座自動振替お申込のスケジュール

お申込は毎月10日締切で、翌月より振替開始となります。

振替開始までの会費につきましては、お手数ですが事務局窓口か銀行振込にてご納付下さい。

口座振替日は毎月25日(銀行休業日の場合は翌営業日)

※口座振替の新規申込・解約・取扱銀行の変更等手続きについて

上記手続きは、すべて事務局を経由して銀行に依頼しておりますので、必ず事務局へご連絡下さい。

● その他の方法による納入→事務局窓口か銀行振込にてご納付いただきます

お振込にて納入いただく際の振込先口座は、下記の通りです。

振込先 みずほ銀行 新橋支店 (普通預金) 230309

口座名義 第二東京弁護士会

※お振込いただく際は振込人名義に下記の順番で、「弁護士登録番号」と「氏名」を必ず明記して下さい。

なお、登録番号と氏名の間にスペースは入力しないようお願いいたします。

例:12345ニベンタロウ (「登録番号」「氏名」の順で)

会館特別会費の納付について

平成16年3月31日以前に入会した弁護士会員(総額130万円)

平成5年12月21日から平成16年3月31日までに入会された方は、総額130万円のお支払いになります。

納付時期が修習期・入会時期により異なりますので、ご確認ください。

《納付方法》

事務局窓口か銀行振込にてご納付下さい。

振込先口座は、下記の通りです。

振込先 三井住友銀行 日比谷支店 (普通預金) 6845964

口座名義 第二東京弁護士会

※ お振込いただく際は振込人名義に下記の順番で、弁護士登録番号と氏名を必ず明記して下さい。

なお、登録番号と氏名の間にスペースは入力しないようお願いいたします。

例:12345ニベンタロウ (「登録番号」「氏名」の順で)

※ 専用の振込用紙がございますので、ご希望の方は、事務局総務課までお問い合わせ下さい。

※ 専用の振込用紙をご利用になり、三井住友銀行の本支店窓口からお振込いただきますと、振込手数料が無料となりますので、是非ご利用下さい。(ただし、ネットバンキングや他行からの振込の場合には、通常の手数料を負担していただくこととなりますので、ご注意ください。)

(一般) 民事事件負担金会費 速算表

※ 契約日が2009年(平成21年)5月1日以降の事案に適用

※ クレサラ事件の負担金会費額は本表と異なります。ご留意下さい。

第二東京弁護士会 法律相談センター運営委員会

着手金・報酬金	負担金納付額
50,000	0
51,000	100
52,000	200
53,000	300
54,000	400
55,000	500
56,000	600
57,000	700
58,000	800
59,000	900
60,000	1,000
61,000	1,100
62,000	1,200
63,000	1,300
64,000	1,400
65,000	1,500
66,000	1,600
67,000	1,700
68,000	1,800
69,000	1,900
70,000	2,000
71,000	2,100
72,000	2,200
73,000	2,300
74,000	2,400
75,000	2,500
76,000	2,600
77,000	2,700
78,000	2,800
79,000	2,900
80,000	3,000
81,000	3,100
82,000	3,200
83,000	3,300
84,000	3,400
85,000	3,500
86,000	3,600
87,000	3,700
88,000	3,800
89,000	3,900
90,000	4,000
91,000	4,100
92,000	4,200
93,000	4,300
94,000	4,400
95,000	4,500
96,000	4,600
97,000	4,700
98,000	4,800
99,000	4,900

着手金・報酬金	負担金納付額
100,000	5,000
101,000	5,100
102,000	5,200
103,000	5,300
104,000	5,400
105,000	5,500
106,000	5,600
107,000	5,700
108,000	5,800
109,000	5,900
110,000	6,000
111,000	6,100
112,000	6,200
113,000	6,300
114,000	6,400
115,000	6,500
116,000	6,600
117,000	6,700
118,000	6,800
119,000	6,900
120,000	7,000
121,000	7,100
122,000	7,200
123,000	7,300
124,000	7,400
125,000	7,500
126,000	7,600
127,000	7,700
128,000	7,800
129,000	7,900
130,000	8,000
131,000	8,100
132,000	8,200
133,000	8,300
134,000	8,400
135,000	8,500
136,000	8,600
137,000	8,700
138,000	8,800
139,000	8,900
140,000	9,000
141,000	9,100
142,000	9,200
143,000	9,300
144,000	9,400
145,000	9,500
146,000	9,600
147,000	9,700
148,000	9,800
149,000	9,900

着手金・報酬金	負担金納付額
150,000	10,000
151,000	10,100
152,000	10,200
153,000	10,300
154,000	10,400
155,000	10,500
156,000	10,600
157,000	10,700
158,000	10,800
159,000	10,900
160,000	11,000
161,000	11,100
162,000	11,200
163,000	11,300
164,000	11,400
165,000	11,500
166,000	11,600
167,000	11,700
168,000	11,800
169,000	11,900
170,000	12,000
171,000	12,100
172,000	12,200
173,000	12,300
174,000	12,400
175,000	12,500
176,000	12,600
177,000	12,700
178,000	12,800
179,000	12,900
180,000	13,000
181,000	13,100
182,000	13,200
183,000	13,300
184,000	13,400
185,000	13,500
186,000	13,600
187,000	13,700
188,000	13,800
189,000	13,900
190,000	14,000
191,000	14,100
192,000	14,200
193,000	14,300
194,000	14,400
195,000	14,500
196,000	14,600
197,000	14,700
198,000	14,800
199,000	14,900

着手金・報酬金	負担金納付額
200,000	15,000
201,000	15,100
202,000	15,200
203,000	15,300
204,000	15,400
205,000	15,500
206,000	15,600
207,000	15,700
208,000	15,800
209,000	15,900
210,000	16,000
211,000	16,100
212,000	16,200
213,000	16,300
214,000	16,400
215,000	16,500
216,000	16,600
217,000	16,700
218,000	16,800
219,000	16,900
220,000	17,000
221,000	17,100
222,000	17,200
223,000	17,300
224,000	17,400
225,000	17,500
226,000	17,600
227,000	17,700
228,000	17,800
229,000	17,900
230,000	18,000
231,000	18,100
232,000	18,200
233,000	18,300
234,000	18,400
235,000	18,500
236,000	18,600
237,000	18,700
238,000	18,800
239,000	18,900
240,000	19,000
241,000	19,100
242,000	19,200
243,000	19,300
244,000	19,400
245,000	19,500
246,000	19,600
247,000	19,700
248,000	19,800
249,000	19,900

着手金・報酬金	負担金納付額
250,000	20,000
251,000	20,100
252,000	20,200
253,000	20,300
254,000	20,400
255,000	20,500
256,000	20,600
257,000	20,700
258,000	20,800
259,000	20,900
260,000	21,000
261,000	21,100
262,000	21,200
263,000	21,300
264,000	21,400
265,000	21,500
266,000	21,600
267,000	21,700
268,000	21,800
269,000	21,900
270,000	22,000
271,000	22,100
272,000	22,200
273,000	22,300
274,000	22,400
275,000	22,500
276,000	22,600
277,000	22,700
278,000	22,800
279,000	22,900
280,000	23,000
281,000	23,100
282,000	23,200
283,000	23,300
284,000	23,400
285,000	23,500
286,000	23,600
287,000	23,700
288,000	23,800
289,000	23,900
290,000	24,000
291,000	24,100
292,000	24,200
293,000	24,300
294,000	24,400
295,000	24,500
296,000	24,600
297,000	24,700
298,000	24,800
299,000	24,900

着手金・報酬金	負担金納付額
300,000	25,000
301,000	25,100
302,000	25,200
303,000	25,300
304,000	25,400
305,000	25,500
306,000	25,600
307,000	25,700
308,000	25,800
309,000	25,900
310,000	26,000
311,000	26,100
312,000	26,200
313,000	26,300
314,000	26,400
315,000	26,500
316,000	26,600
317,000	26,700
318,000	26,800
319,000	26,900
320,000	27,000
321,000	27,100
322,000	27,200
323,000	27,300
324,000	27,400
325,000	27,500
326,000	27,600
327,000	27,700
328,000	27,800
329,000	27,900
330,000	28,000
331,000	28,100
332,000	28,200
333,000	28,300
334,000	28,400
335,000	28,500
336,000	28,600
337,000	28,700
338,000	28,800
339,000	28,900
340,000	29,000
341,000	29,100
342,000	29,200
343,000	29,300
344,000	29,400
345,000	29,500
346,000	29,600
347,000	29,700
348,000	29,800
349,000	29,900

着手金・報酬金	負担金納付額
350,000	30,000
351,000	30,100
352,000	30,200
353,000	30,300
354,000	30,400
355,000	30,500
356,000	30,600
357,000	30,700
358,000	30,800
359,000	30,900
360,000	31,000
361,000	31,100
362,000	31,200
363,000	31,300
364,000	31,400
365,000	31,500
366,000	31,600
367,000	31,700
368,000	31,800
369,000	31,900
370,000	32,000
371,000	32,100
372,000	32,200
373,000	32,300
374,000	32,400
375,000	32,500
376,000	32,600
377,000	32,700
378,000	32,800
379,000	32,900
380,000	33,000
381,000	33,100
382,000	33,200
383,000	33,300
384,000	33,400
385,000	33,500
386,000	33,600
387,000	33,700
388,000	33,800
389,000	33,900
390,000	34,000
391,000	34,100
392,000	34,200
393,000	34,300
394,000	34,400
395,000	34,500
396,000	34,600
397,000	34,700
398,000	34,800
399,000	34,900

着手金・報酬金	負担金納付額
400,000	35,000
401,000	35,100
402,000	35,200
403,000	35,300
404,000	35,400
405,000	35,500
406,000	35,600
407,000	35,700
408,000	35,800
409,000	35,900
410,000	36,000
411,000	36,100
412,000	36,200
413,000	36,300
414,000	36,400
415,000	36,500
416,000	36,600
417,000	36,700
418,000	36,800
419,000	36,900
420,000	37,000
421,000	37,100
422,000	37,200
423,000	37,300
424,000	37,400
425,000	37,500
426,000	37,600
427,000	37,700
428,000	37,800
429,000	37,900
430,000	38,000
431,000	38,100
432,000	38,200
433,000	38,300
434,000	38,400
435,000	38,500
436,000	38,600
437,000	38,700
438,000	38,800
439,000	38,900
440,000	39,000
441,000	39,100
442,000	39,200
443,000	39,300
444,000	39,400
445,000	39,500
446,000	39,600
447,000	39,700
448,000	39,800
449,000	39,900

着手金・報酬金	負担金納付額
450,000	40,000
451,000	40,100
452,000	40,200
453,000	40,300
454,000	40,400
455,000	40,500
456,000	40,600
457,000	40,700
458,000	40,800
459,000	40,900
460,000	41,000
461,000	41,100
462,000	41,200
463,000	41,300
464,000	41,400
465,000	41,500
466,000	41,600
467,000	41,700
468,000	41,800
469,000	41,900
470,000	42,000
471,000	42,100

着手金・報酬金	負担金納付額
650,000	60,800
651,000	60,100
652,000	60,200
653,000	60,300
654,000	60,400
655,000	60,500
656,000	60,600
657,000	60,700
658,000	60,800
659,000	60,900
660,000	61,000
661,000	61,100
662,000	61,200
663,000	61,300
664,000	61,400
665,000	61,500
666,000	61,600
667,000	61,700
668,000	61,800
669,000	61,900
670,000	62,000
671,000	62,100
672,000	62,200
673,000	62,300
674,000	62,400
675,000	62,500
676,000	62,600
677,000	62,700
678,000	62,800
679,000	62,900
680,000	63,000
681,000	63,100
682,000	63,200
683,000	63,300
684,000	63,400
685,000	63,500
686,000	63,600
687,000	63,700
688,000	63,800
689,000	63,900
690,000	64,000
691,000	64,100
692,000	64,200
693,000	64,300
694,000	64,400
695,000	64,500
696,000	64,600
697,000	64,700
698,000	64,800
699,000	64,900

着手金・報酬金	負担金納付額
700,000	65,000
701,000	65,100
702,000	65,200
703,000	65,300
704,000	65,400
705,000	65,500
706,000	65,600
707,000	65,700
708,000	65,800
709,000	65,900
710,000	66,000
711,000	66,100
712,000	66,200
713,000	66,300
714,000	66,400
715,000	66,500
716,000	66,600
717,000	66,700
718,000	66,800
719,000	66,900
720,000	67,000
721,000	67,100
722,000	67,200
723,000	67,300
724,000	67,400
725,000	67,500
726,000	67,600
727,000	67,700
728,000	67,800
729,000	67,900
730,000	68,000
731,000	68,100
732,000	68,200
733,000	68,300
734,000	68,400
735,000	68,500
736,000	68,600
737,000	68,700
738,000	68,800
739,000	68,900
740,000	69,000
741,000	69,100
742,000	69,200
743,000	69,300
744,000	69,400
745,000	69,500
746,000	69,600
747,000	69,700
748,000	69,800
749,000	69,900

着手金・報酬金	負担金納付額
750,000	70,000
751,000	70,100
752,000	70,200
753,000	70,300
754,000	70,400
755,000	70,500
756,000	70,600
757,000	70,700
758,000	70,800
759,000	70,900
760,000	71,000
761,000	71,100
762,000	71,200
763,000	71,300
764,000	71,400
765,000	71,500
766,000	71,600
767,000	71,700
768,000	71,800
769,000	71,900
770,000	72,000
771,000	72,100
772,000	72,200
773,000	72,300
774,000	72,400
775,000	72,500
776,000	72,600
777,000	72,700
778,000	72,800
779,000	72,900
780,000	73,000
781,000	73,100
782,000	73,200
783,000	73,300
784,000	73,400
785,000	73,500
786,000	73,600
787,000	73,700
788,000	73,800
789,000	73,900
790,000	74,000
791,000	74,100
792,000	74,200
793,000	74,300
794,000	74,400
795,000	74,500
796,000	74,600
797,000	74,700
798,000	74,800
799,000	74,900

着手金・報酬金	負担金納付額
800,000	75,000
801,000	75,100
802,000	75,200
803,000	75,300
804,000	75,400
805,000	75,500
806,000	75,600
807,000	75,700
808,000	75,800
809,000	75,900
810,000	76,000
811,000	76,100
812,000	76,200
813,000	76,300
814,000	76,400
815,000	76,500
816,000	76,600
817,000	76,700
818,000	76,800
819,000	76,900
820,000	77,000
821,000	77,100
822,000	77,200
823,000	77,300
824,000	77,400
825,000	77,500
826,000	77,600
827,000	77,700
828,000	77,800
829,000	77,900
830,000	78,000
831,000	78,100
832,000	78,200
833,000	78,300
834,000	78,400
835,000	78,500
836,000	78,600
837,000	78,700
838,000	78,800
839,000	78,900
840,000	79,000
841,000	79,100
842,000	79,200
843,000	79,300
844,000	79,400
845,000	79,500
846,000	79,600
847,000	79,700
848,000	79,800
849,000	79,900

着手金・報酬金	負担金納付額
850,000	80,000
851,000	80,100
852,000	80,200
853,000	80,300
854,000	80,400
855,000	80,500
856,000	80,600
857,000	80,700
858,000	80,800
859,000	80,900
860,000	81,000
861,000	81,100
862,000	81,200
863,000	81,300
864,000	81,400
865,000	81,500
866,000	81,600
867,000	81,700
868,000	81,800
869,000	81,900
870,000	82,000
871,000	82,100
872,000	82,200
873,000	82,300
874,000	82,400
875,000	82,500
876,000	82,600
877,000	82,700
878,000	82,800
879,000	82,900
880,000	83,000
881,000	83,100
882,000	83,200
883,000	83,300
884,000	83,400
885,000	83,500
886,000	83,600
887,000	83,700
888,000	83,800
889,000	83,900
890,000	84,000
891,000	84,100
892,000	84,200
893,000	84,300
894,000	84,400
895,000	84,500
896,000	84,600
897,000	84,700
898,000	84,800
899,000	84,900

着手金・報酬金	負担金納付額
900,000	85,000
901,000	85,100
902,000	85,200
903,000	85,300
904,000	85,400
905,000	85,500
906,000	85,600
907,000	85,700
908,000	85,800
909,000	85,900
910,000	86,000
911,000	86,100
912,000	86,200
913,000	86,300
914,000	86,400
915,000	86,500
916,000	86,600
917,000	86,700
918,000	86,800
919,000	86,900
920,000	87,000
921,000	87,100
922,000	87,200
923,000	87,300
924,000	87,400
925,000	87,500
926,000	87,600
927,000	87,700
928,000	87,800
929,000	87,900
930,000	88,000
931,000	88,100
932,000	88,200
933,000	88,300
934,000	88,400
935,000	88,500
936,000	88,600
937,000	88,700
938,000	88,800
939,000	88,900
940,000	89,000
941,000	89,100
942,000	89,200
943,000	89,300
944,000	89,400
945,000	89,500
946,000	89,600
947,000	89,700
948,000	89,800
949,000	89,900

着手金・報酬金	負担金納付額
950,000	90,000
951,000	90,100
952,000	90,200
953,000	90,300
954,000	90,400
955,000	90,500
956,000	90,600
957,000	90,700
958,000	90,800
959,000	90,900
960,000	91,000
961,000	91,100
962,000	91,200
963,000	91,300
964,000	91,400
965,000	91,500
966,000	91,600
967,000	91,700
968,000	91,800
969,000	91,900
970,000	92,000
971,000	92,100
972,000	92,200
973,000	92,300
974,000	92,400
975,000	92,500
976,000	92,600
977,000	92,700
978,000	92,800
979,000	92,900
980,000	93,000
981,000	93,100
982,000	93,200
983,000	93,300
984,000	93,400
985,000	93,500
986,000	93,600
987,000	93,700
988,000	93,800
989,000	93,900
990,000	94,000
991,000	94,100
992,000	94,200
993,000	94,300
994,000	94,400
995,000	94,500
996,000	94,600
997,000	94,700
998,000	94,800
999,000	94,900

着手金・報酬金	負担金納付額
1,000,000	95,000
1,010,000	95,500
1,020,000	96,000
1,030,000	96,500
1,040,000	101,000
1,050,000	102,500
1,060,000	104,000
1,070,000	105,500
1,080,000	107,000
1,090,000	108,500
1,100,000	110,000
1,110,000	111,500
1,120,000	113,000
1,130,000	114,500
1,140,000	116,000
1,150,000	117,500
1,160,000	119,000
1,170,000	120,500
1,180,000	122,000
1,190,000	123,500
1,200,000	125,000
1,210,000	125,500
1,220,000	128,000
1,230,000	129,500
1,240,000	131,000
1,250,000	132,500
1,260,000	134,000
1,270,000	135,500
1,280,000	137,000
1,290,000	138,500
1,300,000	140,000
1,310,000	141,500
1,320,000	143,000
1,330,000	144,500
1,340,000	146,000
1,350,000	147,500
1,360,000	149,000
1,370,000	150,500
1,380,000	152,000
1,390,000	153,500
1,400,000	155,000
1,410,000	156,500
1,420,000	158,000
1,430,000	159,500
1,440,000	161,000
1,450,000	162,500
1,460,000	164,000
1,470,000	165,500
1,480,000	167,000
1,490,000	168,500

着手金・報酬金	負担金納付額
1,500,000	170,000
1,510,000	171,500
1,520,000	173,000
1,530,000	174,500
1,540,000	176,000
1,550,000	177,500
1,560,000	179,000
1,570,000	180,500
1,580,000	182,000
1,590,000	1

横浜弁護士会総合法律相談センター運営細則（抜粋）

（負担金会費）

- 第二十条 訴訟事件等を担当した弁護士が、事件の弁護士報酬を収受したときは、その額の十％（個人の任意整理事件、個人の自己破産事件及び個人の民事再生事件にあつては五％）の割合の金額を、規則第十八条第二項第一号の規定に基づく法律相談センター負担金会費としてセンターに納付しなければならない。ただし、収受した額が、着手金、報酬金又は手数料の各々につき金十万円に満たない場合は、この限りではない。
- 2 委員会は、訴訟事件を担当した弁護士が金十万円以上の弁護士報酬を収受したときでも、事件の難易等を斟酌し、前項の負担金会費を減免することができる。
 - 3 派遣相談担当者名簿に基づき派遣された弁護士が引き続き訴訟事件等を担当するに至った場合の第一項ただし書及び前項の規定の適用については、「金十万円」とあるのは、「金二十万円（複数の弁護士が担当するに至った場合は各弁護士が収受した額の合計額が金二十万円）」とする。
 - 4 顧問契約を締結し、顧問料を収受した顧問弁護士は、その契約締結から一年の間に収受した顧問料の二十五％の割合の金額を、規則第十八条第二項第二号の規定に基づく法律相談センター負担金会費としてセンターに納付しなければならない。
 - 5 国、地方公共団体その他の団体からの本会への委託による法律相談を担当した弁護士が相談報酬を収受したときは、その額の二十％の割合の金額を、規則第十八条第二項第三号の規定に基づく法律相談センター負担金会費としてセンターに納付しなければならない。

横浜弁護士会住宅・建設紛争対策委員会設置規則（抜粋）

（負担金会費）

- 第三条 会規第十二条第二項の規定により、本会が本会会員たる指名住宅紛争処理委員に対して求める住宅紛争処理負担金会費の割合は、一割以上で委員会が定める割合とする。
- 2 （省略）

同委員会は、「一割」と定めている。

横浜弁護士会公益活動・委員会活動等分担金に関する規則（抜粋）

（公益活動等の範囲、評価ポイント、分担金算定方法等）

第二条 （略）

- 2 各会員について年度ごとの必要な評価ポイントの合計数は、十二ポイントとする。
- 3 会員が納付すべき分担金の額は、当該会員の年度ごとの評価ポイントの合計数が十二ポイントに達しなかった場合の不足するポイント数に一万円を乗じた額とする。

（新入会員の分担金の免除）

- 第四条 本会に新たに入会した会員については、入会した年の翌々年三月三十一日までの年度について算定される分担金の全部の納付を免除する。

愛知県弁護士会負担金規程 会規（抜粋）

（紹介等負担金）

第3条 会員及び外国特別会員は、本会から次に掲げる事件等の紹介等を受けた場合は、それぞれ、次に定める負担金を納付しなければならない。ただし、有料法律相談又は出張法律相談より第4号、第6号又は第7号の法律事務処理に移行したときは、その法律事務処理の負担金のみとする。

- 一 有料法律相談 金1,500円
- 二 出張法律相談 相談料の一割
- 三 無料法律相談（ただし、本会から法律扶助費が支払われる場合を除く。） 相談委託料の一割
- 四 法律事務処理（第6号、第7号、第12号及び第13号の法律事務処理等を除く。） 金5,000円
- 五 削除
- 六 少年事件の法律事務処理 金5,000円
- 七 刑事事件の法律事務処理 受領した着手金及び報酬金の各一割
- 八 顧問弁護士 顧問料の3か月分
- 九 鑑定人 鑑定料の一割
- 十 講演会の講師 講演料の一割
- 十一 原稿の執筆 原稿料の一割
- 十二 愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター運営規則第2条第1号又は第3号、同第7条の斡旋により受任した財産管理支援業務 受領した手数料、着手金及び報酬金の各7パーセント（ただし、継続的に受領するものについては、毎年4月1日から翌年3月31日までに受領した金額の合計額の7パーセント）
- 十三 犯罪被害者又はその遺族等の依頼による法律事務処理 金5,000円

（紹介等負担金の減免）

第4条 法律事務処理につき、当該事件が人権侵犯事件その他特別な事情の存する案件で、適正かつ妥当な弁護士報酬額の支払を受けることが困難な場合には、別に規則の定めるところにより、前条の負担金を減免することができる。

- 2 法律事務処理につき、日本司法支援センターの扶助決定があったときは、前条の負担金を免除する。
- 3 前条第12号に規定する業務によって受領した手数料、着手金又は報酬金の額がそれぞれ5万円以下の場合であって、同号の割合により算出した額が500円を超えるときは、納付すべき負担金を500円とし、同じく算出した額が500円未満のときは、負担金を免除する。同号ただし書に規定する場合で毎年4月1日から翌年3月31日までに受領した金額の合計が5万円以下の場合も同様とする。
- 4 犯罪被害に関する法廷同行支援業務報酬基準規則に定める法廷同行支援業務を受任した場合は、前条の規定にかかわらず負担金を免除する。地方自治体等の委託を受けて行う無料法廷同行支援業務を受任した場合も同様とする。

岐阜県弁護士会法律相談センター規則（抜粋）

（着手金等にかかる納付金）

第十三条 受任弁護士は、受任事件につき収受した着手金及び報酬金につき、それぞれその金額に百分の十を乗じて計算した金額を納付金として本会に納入しなければならない。

2 本会は、受任事件の性格によって、委員会の定めるところにより前項の納付金の納入を免除することができる。

岐阜県弁護士会弁護士紹介規則（抜粋）

（納付金等）

第五条 紹介を受けた会員が、依頼者から弁護士報酬を受領したときは、受領した都度、当会に対し、その十パーセントを納付しなければならない。但し、第六条に規定する少額事件を受任したときは、この限りでない。

岐阜県弁護士会当番弁護士に関する規則

（準用）

第十三条 紹介規則第五条はこの規則に準用する。

岐阜県弁護士会付添人推薦規則（抜粋）

（準用）

第七条 受任した会員の弁護士報酬及び費用並びに本会への納付金については、弁護士紹介規則第五条を準用する。

島根県弁護士会私選弁護人紹介等に関する規則（抜粋）

（会計）

第十七条 私選弁護人候補者が事件を私選受任したときは、本制度の運営資金に充てるために、その受領した弁護士報酬（着手金及び報酬をいう。）の一分を本会に納入するものとする。ただし、刑事被疑者弁護援助制度により受任したときは、この限りでない。

大分県弁護士会法律相談センター実施規則（抜粋）

（負担金の納付）

第三条の五 相談センターによる法律相談ないし弁護士の紹介により相談者から事件を受任した会員は、受領した着手金、報酬金等の弁護士費用のうちから、次のとおり負担金を相談センターに納付しなければならない。ただし、扶助事件として受任した場合にはこの限りでない。

- 一 着手金及び報酬金をそれぞれ一括で受領する旨約した場合、それぞれ受領した金員の一割を納付する。
- 二 着手金及び報酬金についてそれぞれ分割払いを約した場合は、五回以内の分割払いを約した場合それぞれの約定の五分を納付し、五回を超える分割払いを約した場合は納付を要しない。

大分県弁護士会遺言センター負担金規則（抜粋）

（負担金の納付）

第三条 規程第五条の規定に基づき法律相談を実施した担当弁護士は、受領した相談料の一割に相当する額を、負担金として、遺言センターに納付しなければならない。

規程第五条とは、以下の「大分県弁護士会遺言センター設置規程」第五条を指す。

（法律相談の実施）

第五条 法律相談は、遺言センターが随時電話等で受け付け、名簿の登載順序に従って、相談担当弁護士を決定し、担当弁護士がその法律事務所において行う。ただし、委員会の指示がある場合には、担当弁護士は、相談者の自宅又は入院先等に出向いて法律相談を行わなければならない。

大分県弁護士会当番弁護士制度実施規程（抜粋）

（事務手数料の納付）

第一条 事件を受任した弁護士は、受任事件の弁護士報酬（謄写料等の諸費用は除く。）につき、受領の都度、大分県弁護士会刑事弁護センターにおいて定める事務手数料を大分県弁護士会に納付する。ただし、委託援助事業を利用する弁護士又は付添人は、これを納付することを要しない。

大分県弁護士会当番弁護士制度実施細目（抜粋）

第五条 実施規定第一条に於て納付すべき事務手数料は、受任した弁護士が受領した着手金、報酬額の一割とする。

秋田弁護士会弁護士推薦制度実施細則（抜粋）

第六条 推薦を受けた事件につき，着手金または報酬金を受領したときは，その金額の割を本会が指定する口座に振り込んで支払うものとする。但し，刑事被疑者弁護士援助制度を利用した場合はこの限りでない。